

小坂町私道整備費補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の私道の整備を促進し、もって生活環境の向上を図るため、その整備に必要な経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「私道」とは、道路法（昭和27年法律第180号）の適用をうける道路以外の道路で、一般交通の用に供されており、私人等が所有又は管理する道路をいう。

2 この要綱において「整備」とは、私道の舗装（オーバーレイを含むものとし、部分的な補修を除く。）をし、私道の維持管理に必要な側溝、土留め（これらに付随する構造物を含む。）を施工することをいう。

(助成の対象となる工事)

第3条 対象となる工事の種類は、下記の条件を満たすものとする。

- (1) 舗装新設工事（私道の建設工事完了後5年以上経過していること）
- (2) 舗装補修工事（私道の舗装工事完了後5年以上経過していること）
- (3) 私道の整備について、敷地の所有権その他の権利を有するものの同意を受けているもの。

2 町長は、特に必要と認めるときは、前項各号に該当しない私道の整備についても補助金交付の対象とすることができる。

(助成の対象基準)

第4条 対象基準は、下記の条件を満たすものとする。

- (1) 現在、一般の方々が当該私道を利用しており助成工事完了後も引き続き利用できること。
- (2) 私道の幅員が1.8メートル以上であること。
- (3) 私道の両端が原則として公道に接続していること。または、公道に接続した行き止まり道路で3世帯以上が利用していること。
- (4) 私道の所有者及び私道に接する家屋の居住者等の関係者総意による工事施工の要望がなされていること。

(助成率)

第5条 工事の種類により、下記のように定める。

1. 舗装新設工事

(1) 通り抜けの場合 標準工事費の10分の7以内

(2) 行き止まりの場合 標準工事費の10分の6以内

2. 舗装補修工事

標準工事費の10分の5以内

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、代表者を定めて毎年4月1日から12月末日までに、私道整備費補助金交付申請書(様式第1号)に整備計画書(様式第1-2号)私道整備に関する同意書(様式第1-3号)、代表者選任届(同意書)(様式第1-4号)を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書を審査の上、補助金を交付するものと決定したときは、その旨を私道整備費補助金決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付を決定するにあたり、整備を適切に行わせるために必要な条件を付することができる。

3 補助金の額は年度予算額の範囲内とし、補助金の上限は100万円とする。

4 補助金額については、千円未満を切り捨てとする。

(整備の着手届)

第8条 補助金交付の決定を受けた者が、整備に着手するときは速やかに「整備着手届」(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(整備計画の変更)

第9条 補助金交付の決定を受けた者が整備計画を変更しようとするときは、整備計画変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を審査のうえ、承認すること決定したときは、その旨を私道整備計画変更承認通知書(様式第5号)により通知する。

(整備の完了届)

第10条 補助金交付の決定を受けた者が整備を完了したときは、速やかに「整備完了届」(様式第6号)を町長に提出し、その検査を受けなければならない。

(補助金収支精算書)

第11条 検査終了後、速やかに私道整備費補助金収支精算書(様式第7号)を提出しな

なければならない。

(補助金交付の時期)

第12条 補助金は、前条の収支精算書の審査後交付する。

(補助金交付決定の取消)

第13条 町長は、補助金交付の決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金交付決定額の全部又は一部を取り消し、もしくは停止し、又は交付した補助金の全額もしくは一部を返還させることができ、その旨を通知(様式第8号)するものとする。

- (1) 正当の理由なく整備を著しく遅延したとき
- (2) 整備を停止し、又は中止したとき
- (3) 偽り、その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき
- (4) 第7条2項の規定による条件に違反し、もしくは従わなかったとき
- (5) この要綱の規定に違反したとき

(報告)

第14条 町長は、補助金交付の決定を受けたものに対して、必要があると認めるときは整備の状況について報告を求めることができる。

(補助の制限)

第15条 すでに補助を受けて整備された私道については、同一工事にかかる補助を行わない。

- 2 補助は一の路線について同一年度内に一回とする。

(維持管理)

第16条 補助金の交付を受け、事業が終了した後においても常に良好な状態を保つものとし、その維持管理は関係者が独自に行わなければならない。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。